

冷凍食品への農薬混入事案に係る 消費者庁の対応について

平成 26 年 5 月 27 日
消費者庁消費者安全課

1. 消費者への情報提供

①消費者への注意喚起（プレスリリース）の公表

- ・ 該当食品は食わずに返品するよう呼び掛ける注意喚起について、12 月 30 日に第 1 報を公表、その後も第 4 報（1 月 10 日）まで順次情報を追加・更新（計 6 回）（例：消費者ホットラインの周知、製造所固有記号の情報等）

②消費者庁リコール情報サイトの掲載

- ・ 回収対象商品の商品名、写真、返送先、問合せ先等の情報を順次掲載（アクリフーズ社、西友、イオン、バロー等の小売事業者の情報を含め 22 事業者分）

2. 関係機関との連携

①地方公共団体との連携（1 月 4 日以降）

- ・ 1 月 6 日事務連絡「農薬（マラチオン）を検出した冷凍食品の自主回収について（情報提供）」
→消費生活センターにおける相談対応をサポート（Q & A 等の送付、アクリフーズ内に消費生活センター専用回線を設置）

※平成 25 年度に全国の消費生活センターに寄せられたアクリフーズの冷凍食品に関する相談件数は 3,707 件（平成 26 年 4 月 30 日までの登録分）

- ・ 1 月 7 日事務連絡「消費者事故等に関する情報の通知について」
→相談が寄せられた健康被害情報の消費者安全法に基づく早期通知を依頼

②関係省庁との連携

- ・1月14日に「消費者安全情報総括官会議」を開催
→関係省庁との情報共有及び今後の対応を確認
- ・3月14日に「消費者安全情報総括官会議」を開催
→関係省庁との情報共有及び「冷凍食品への農薬混入事案を受けた今後の対応パッケージ」の取りまとめ
※3月17日関係府省庁局長申合せ
- ・第1回「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」(4月21日農林水産省主催)にオブザーバーとして参加
- ・第2回同検討会にオブザーバーとして参加

3. 森大臣とアクリフーズ社幹部の面会

- ・1月8日に面会し、森大臣から、消費者への迅速かつ十分な情報提供等を要請

4. 今後の対応

対応パッケージを踏まえたリコール情報周知の推進に関する対応

- ・「リコール情報サイト」を活用した情報発信の強化(ツイッター等)
- ・「地方消費者行政活性化基金」を活用した食品業界等との連携による食品リコール情報の周知強化 等

【参考】アクリフーズ社におけるこれまでの経緯及び対応

○自主回収までの経緯

11月13日	消費者から異臭の申出(石油・機械油のような臭い)
12月4日	外部検査機関に臭気分析定性調査を依頼
12月17日	残留農薬検査(150項目)の分析を依頼
12月27日	1サンプルから「マラチオン」が検出(2,200ppm)
12月28日	4サンプルから「マラチオン」が検出
12月29日	群馬県保健所等に報告、自主回収を公表

○自主回収以降の主な対応

12月30日	マラチオンの毒性評価を訂正
12月31日	自主回収対象商品のリストをHPに掲載
1月8日	新聞に社告掲載(自主回収対象商品の写真リスト)
1月31日	マルハニチロ社内に社外有識者からなる第三者検討委員会を設置
4月30日	第三者検討委員会による中間報告